

平成29年1月実施の改正事項に関する政省令が公布されました

改正確定拠出年金法（平成28年6月3日公布）の改正事項のうち、平成29年1月1日施行分に関する政省令が、政令は9月23日、省令は10月5日に公布されました。政令委任事項を確認してみましょう。

■脱退一時金の支給要件

今次の改正の注目点の一つが脱退一時金の取扱いである。企業型DCの加入者資格を喪失しても、原則すべての者が個人型DCの加入者資格を有することになったので、老後資産作りは途切れることなく継続できるため、脱退条件が格段に厳しくなりました。

脱退条件で政令委任されていた部分は、加入者資格喪失時の加入者期間と資産額で、これは「3年以下又は25万円以下」となりました。

これにより、個人型DCにおける脱退一時金の支給要件は、以下の条件を満たすことが必要です。

<支給要件>

- ①国民年金保険料の免除者であること
- ②障害給付金の受給権者でないこと
- ③加入者期間3年以下又は資産額25万円以下であること
- ④資格喪失後2年以内であること

保険料免除者とは、生活保護受給中の法定免除者、申請免除者、学生納付特例適用者または納付猶予適用者であり、これらの者のうち③の政令委任要件を満たす者が脱退できることとなります。

企業型年金加入者が資格喪失時に生活保護を受けることは、通常考えられないと思われるので、実質的に脱退はできないと考えていいでしょう。

したがって、このことをむしろメリットと考えるべきでしょう。税制優遇を受けつつ老後資産を作る確定拠出年金だから、必ず何らかの老後資産ができることとなります。なお、企業型DCからの脱退要件は、従来通り、資産額が1万5千以下の場合です。

<経過措置>

個人型DC及び企業型DCの加入者でなくなった日が、平成28年12月31日以前の者には、現行制度の脱退一時金の支給要件が適用される。

■ 拠出限度額

企業型DC 実施会社においても個人型DC の実施が可能となったことから、同時実施の場合に企業型年金の拠出限度額が調整されること、さらに確定給付型の企業年金（DB）を実施している場合にも調整されることになり、その額（年額）が政令委任されました。

（赤太文字が新規政令事項）

● 企業型DC の拠出限度額

DB無し	①	個人型DC未加入者	66万円（55,000円/月）
	②	個人型DC加入者	42万円（35,000円/月）
DB有り	③	個人型未加入者	33万円（27,500円/月）
	④	個人型加入者	18.6万円（15,500円/月）

● 個人型DC の拠出限度額

⑤	第1号加入者	81.6万円（68,000円/月）
⑥	民間第2号加入者（個人型のみ）	27.6万円（23,000円/月）
⑦	民間第2号加入者（DB有り）	14.4万円（12,000円/月）
⑧	民間第2号加入者（企業型、DB有り）	14.4万円（12,000円/月）
⑨	民間第2号加入者（企業型有り）	24万円（20,000円/月）
⑩	公務員第2号加入者	14.4万円（12,000円/月）
⑪	第3号加入者	27.6万円（23,000円/月）

■ 企業型、個人型併用時の運営管理業務

企業型DC 加入者が個人型DC に加入する場合、運営管理機関は別々になることがある。

その場合、運営管理業務のうち「運用指図のとりまとめ」及び「給付を受ける権利の裁定」はそれぞれの運営管理機関が行うことになる。

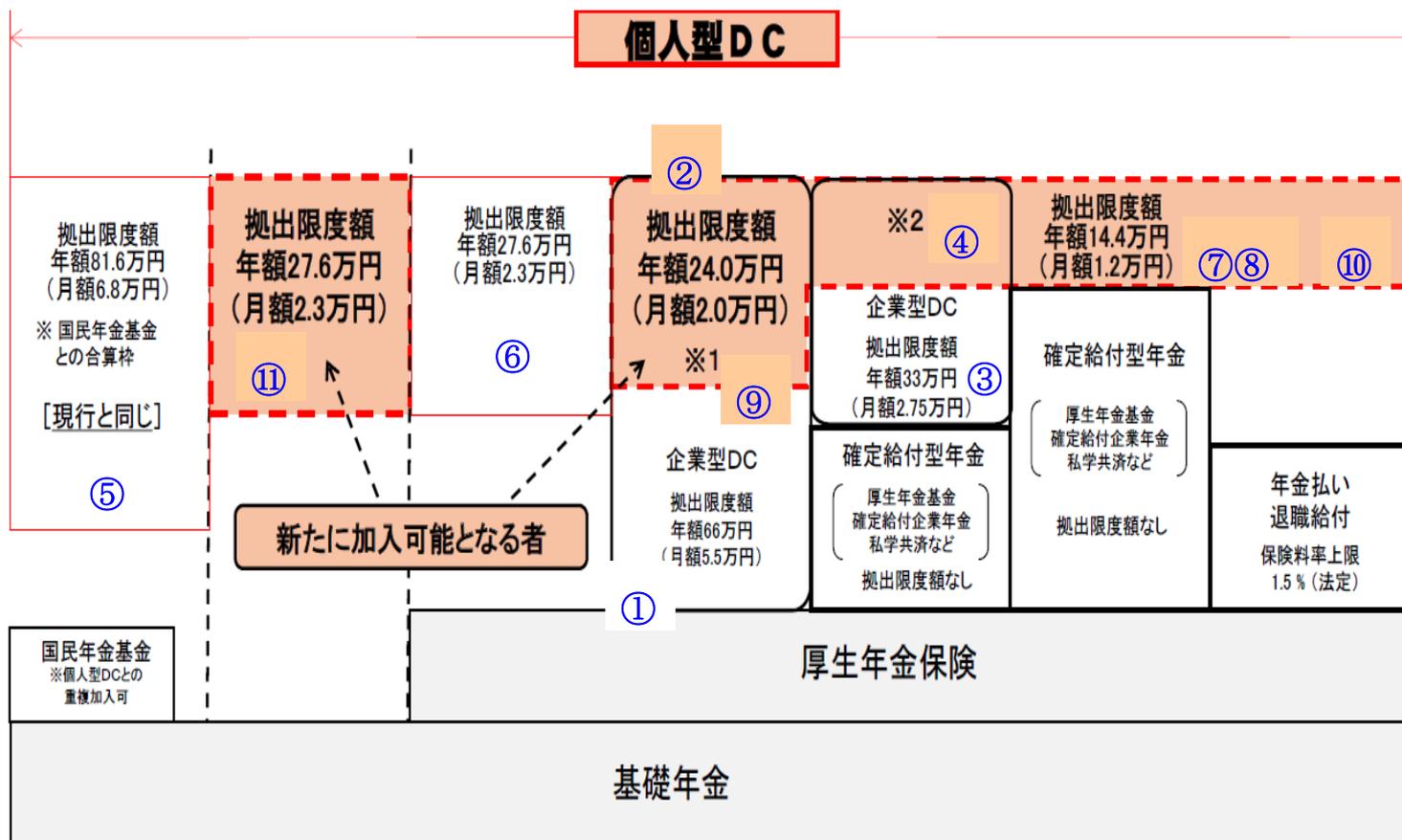
個人型確定拠出年金（個人型DC）の愛称が、「iDeCo」（イデオ）と決定しました。

2017年1月からiDeCoは、専業主婦、公務員、会社員、OLの方を含め、基本的に60歳未満のすべての方が加入できるようになります。

3つの税制メリット

（「掛け金の全額所得控除」「運用益の非課税」「受取時の税制優遇」）を受けながら老後の生活に備えるための制度です。ぜひとも使ってまいりましょう。

確定拠出年金の加入、運用のご相談申込 →



※1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。

※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。